

四半期報告書

(第97期第2四半期)

株式会社日本触媒

大阪府中央区高麗橋四丁目1番1号

E 0 0 8 1 1

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

株式会社 日本触媒

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	14
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
2 【その他】	33
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	34

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月10日

【四半期会計期間】 第97期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社日本触媒

【英訳名】 NIPPON SHOKUBAI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 近藤 忠夫

【本店の所在の場所】 大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号

【電話番号】 大阪(06)6223 9140

【事務連絡者氏名】 経理部長 大西 正一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【電話番号】 東京(03)3506 7475

【事務連絡者氏名】 東京総務部長 最所 敬典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第97期 第2四半期 連結累計期間	第97期 第2四半期 連結会計期間	第96期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	172,088	88,919	302,669
経常利益 (百万円)	7,154	2,040	20,745
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (百万円)	2,054	△ 1,263	11,875
純資産額 (百万円)	—	172,152	175,634
総資産額 (百万円)	—	351,287	352,783
1株当たり純資産額 (円)	—	938.96	947.34
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は四半期純損失金額(△) (円)	11.41	△ 7.04	64.91
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	47.9	48.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,826	—	20,129
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 8,319	—	△ 33,100
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	747	—	17,495
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	16,569	21,371
従業員数 (人)	—	3,411	3,290

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。なお、第97期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失を計上しており、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	3,411
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,880
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメント毎に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
基礎化学品事業	33,839
機能性化学品事業	32,682
環境・触媒事業	10,186
合計	76,707

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは、主として見込生産を行っているため、受注状況は記載しておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメント毎に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
基礎化学品事業	36,443
機能性化学品事業	42,320
環境・触媒事業	10,157
合計	88,919

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰、世界的な金融危機による景気悪化の余波を受け、景気が減速するなかで推移しました。

化学工業界におきましては、原油価格の高騰、為替や国際市況の変動など、先行きに不透明感が増すなかで推移しました。

このような状況のもと、当社グループの売上高は、高騰し続けている原料価格の一部を製品価格に転嫁したことや、一部の製品市況（エチレングリコールやエタノールアミン）が高値で推移したこと、さらには今年度から日本乳化剤(株)の連結子会社化が寄与したことにより、889億1千9百万円となりました。

利益面につきましては、製品価格の是正やアクリル酸プラントの姫路集約化（愛媛工場閉鎖・姫路増設）、その他経費削減を進めたものの、急速に原料価格が高騰したため、営業利益は21億6千1百万円となりました。

経常利益は、為替差損や支払利息等の営業外費用が持分法投資利益や受取技術料等の営業外収益を上回ったため、20億4千万円となりました。四半期純利益は、投資有価証券評価損等を計上したため、12億6千3百万円の赤字となりました。

当第2四半期連結会計期間の事業の種類別、所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

◎事業の種類別セグメント

(基礎化学品事業)

アクリル酸およびアクリル酸エステル、酸化エチレンは、販売価格の是正に努めたことにより、増収となりました。

エチレングリコールおよびエタノールアミンは、製品市況が高値で推移したことにより、増収となりました。

また、日本乳化剤(株)の連結子会社化も、大幅な増収に寄与しました。

以上の結果、基礎化学品事業の売上高は、364億4千3百万円となりました。

営業利益は、原料価格高騰のなか、一部の製品市況が高値で推移し、販売価格の是正や経費削減にも努めたことにより、12億5千万円となりました。

(機能性化学品事業)

高吸水性樹脂は、円高による手取額の減少等があったものの、新興国向けを中心に販売数量を増加させたことにより、増収となりました。

コンクリート混和剤用ポリマーは、海外の需要が順調に推移するなかで、販売価格の是正にも努めたことにより増収となりました。

特殊エステル、無水マレイン酸、粘接着剤・塗料用樹脂およびよう素化合物は、需要が堅調に推移するなかで、販売価格の是正にも努めたことにより増収となりました。

洗剤原料、樹脂改質剤、電子情報材料および粘着加工品は、ほぼ前年同期並みに推移しました。

以上の結果、機能性化学品事業の売上高は、423億2千万円となりました。

営業利益は、販売数量を拡大させたものの、原料価格の高騰を販売価格に転嫁し切れず、収益性が著しく悪化したため、6億5千4百万円となりました。

(環境・触媒事業)

自動車触媒は、販売数量の増加と、貴金属価格の高騰による販売価格の上昇により、増収となりました。

脱硝触媒、排ガス処理装置および触媒は、販売数量が減少したため、減収となりました。

プロセス触媒は、取替需要の端境期にあたり、販売数量が大幅に減少したため、減収となりました。

以上の結果、環境・触媒事業の売上高は、101億5千7百万円となりました。

営業利益は、プロセス触媒の販売数量減少などの影響により、2億1千1百万円となりました。

◎所在地別セグメント

(日本)

日本乳化剤(株)の連結子会社化が寄与したことや、原料価格高騰に対応した製品価格の是正に努めたこと、さらには一部の製品市況(エチレングリコールやエタノールアミン)が高値で推移したことにより、売上高は635億4千1百万円となりました。

営業利益は、一部の製品市況が高値で推移し、販売価格の是正や経費削減にも努めたものの、原料価格の高騰をカバーし切れなかったため、22億4千6百万円となりました。

(欧州)

高吸水性樹脂の販売数量を伸ばしたことにより、売上高は115億3千8百万円となりました。

営業利益は、増販効果があったものの、原料価格高騰により収益性が低下したため、1億2千2百万円の赤字となりました。

(アジア)

アクリル酸およびアクリル酸エステルの販売数量は減少したものの、高吸水性樹脂やコンクリート混和剤用ポリマーの販売数量が伸びたことにより、売上高は90億3千4百万円となりました。

営業利益は、原料価格高騰の影響を増販効果等でカバーし、1億2千4百万円となりました。

(その他の地域)

高吸水性樹脂やコンクリート混和剤用ポリマーの販売数量が増加したことにより、売上高は48億7百万円となりました。

営業利益は、増販効果があったものの、原料価格高騰により収益性が著しく悪化したため、7億1千6百万円の赤字となりました。

(2) 財政状態の分析

総資産は、第1四半期連結会計期間末に比べて59億5千6百万円減少の3,512億8千7百万円となりました。主に、投資有価証券が減少したことによるものです。

負債は、第1四半期連結会計期間末に比べて52億8千2百万円減少の1,791億3千5百万円となりました。主に、引当金や仕入債務が減少したこと、及び長期借入金を返済したことによるものです。

純資産は、第1四半期連結会計期間末に比べて6億7千5百万円減少の1,721億5千2百万円となりました。円安により為替換算調整勘定が増加したものの、利益剰余金やその他有価証券評価差額金が減少したことなどによるものです。

自己資本比率は、第1四半期連結会計期間末の47.3%から47.9%へと0.6ポイント増加しました。なお、1株当たり純資産額は、第1四半期連結会計期間末に比べて0.10円減少の938.96円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、設備投資等の投資活動によるキャッシュ・フロー及び借入金返済等の財務活動によるキャッシュ・フローの結果、第1四半期連結会計期間末に比べて67億1千万円減少の165億6千9百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、1億9千4百万円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資による有形固定資産の取得などにより、43億2千6百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済を行ったことなどにより、26億5千3百万円の支出となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更又は新たな発生はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)について

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益向上のための中長期経営計画「テクノアメニティV3」の遂行を不当に阻害する濫用的な買収等に対しては、企業価値および株主共同の利益向上を実現するため、適切な対応策を講じる必要があると考えます。

そのため、当社は、平成19年5月8日開催の取締役会で、特定株主グループ(注1)による当社の議決権割合(注2)が20%以上となる当社株券等(注3)の大規模買付行為(以下、単に「大規模買付行為」といいます)に関する対応策(買収防衛策:以下「本ルール」といいます)を導入することを決議しました。本ルールは、平成19年6月20日開催の定時株主総会に提出、承認され現在も継続しております。

i) 本ルールの概要

本ルールの主眼は、当社株券等の大規模買付行為又はその提案を行う特定株主グループ(以下「大規模買付者」といいます)が現れた場合、その大規模買付行為を受け入れるか、又は当社による対抗措置の発動を行うかを当社株主にお伺いし、株主に決めていただくことにあります。即ち、大規模買付行為又はその提案に対し、当社株主が適切な判断を行えるように、必要かつ十分な時間を確保し、当社取締役会が、大規模買付者と交渉を行うことにより、十分な情報を提供させ、これを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて開示するとともに、当社取締役会としての代替案も合わせて提示して、株主総会を通じて、株主に直接、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることに資する適切な判断を行っていただきます。

本ルールは具体的には次の手順に従って進められます。

特定株主グループによる当社の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付け等(注4)又は公開買付(注5)を実施しようとする者が存在する場合には、事前に当社取締役会宛てに「意向表明書」及び当社が定める大規模買付情報を提供していただきます。

当社取締役会は提出された大規模買付情報を検証し、必要があれば、大規模買付行為の内容の改善等のため大規模買付者と交渉を行います。

当社株主に、大規模買付者提案と当社取締役会作成の代替案を比較可能な状態で開示いたします。

大規模買付者が本ルールの手続きを遵守し、必要かつ十分な買付行為の情報を提供してきた場合には、当該提案を受け入れるかどうかについて、株主総会を通して、株主の判断を仰ぎます。

大規模買付者提案を否認するとの株主総会での判断を得られた場合、当社取締役会は大規模買付者に対する対抗措置を発動し、大規模買付者を除く当社株主のみが行使可能な新株予約権の無償割当を行います。一方、株主総会で大規模買付者提案を受け入れるとの判断がなされた場合には、当社は対抗措置を発動させず、大規模買付者による当社株式の取得が進められることとなります。

なお、大規模買付者が本ルールの手続きを遵守しない場合、又は当社取締役会が当社の企業価値を著しく毀損することが明らかであると判断した場合には、当社取締役会はその判断の根拠を明らかにした上で、速やかに対抗措置を発動します。

ii) 本ルールの特徴

本ルールは「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針(平成17年5月27日付け、経済産業省・法務省発表)」の三原則[(1)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(2)事前開示・株主意思の原則、(3)必要性・相当性確保の原則]に則っております。

さらに、本ルールは「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について(平成18年3月7日付け、~~(株)~~東京証券取引所及び平成18年3月31日付け、~~(株)~~大阪証券取引所発表)」に準拠しております。

本ルールは当社株主の意思により買付者提案の可否を判断いただくためのもので、経営者の保身のため、または経営者の恣意的な判断に依拠するものではありません。

独立性の高い社外者の判断の重視

本ルールでは、大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なう可能性があるとして当社取締役会が判断した場合(注6)に、株主総会の決議によらず、当社取締役会の決議により対抗措置が発動される可能性があります。この場合においては、当社取締役会の恣意性を排除するために、当社取締役会から独立した組織として、外部委員会(注7)を設置することとしております。

外部委員会は、当社取締役会の諮問を受けて、特定の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであるか否かの検討及び判断を行い、対抗措置の発動又は不発動を当社取締役会に勧告します。当社取締役会は、外部委員会の勧告を最大限に尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定いたします。外部委員会の勧告の概要及び判断の理由および外部委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定の理由については適時に株主に開示いたします。

本ルールの有効期間は、株主総会の決議を得た後、3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会まで(平成22年6月開催の定時株主総会終結時)であります。本ルールの継続については、その時点で定時株主総会の決議を得なければならないものとし、以後も同様であります。但し、当社取締役会はいつでもこれを廃止することができるものとします。

iii) 株主・投資家に与える影響等

本ルールが株主・投資家に与える影響等

本ルールの導入時点においては、新株予約権の発行自体は行われませんので1株あたりの株式の価値に希釈化が生じることはありません。

対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、大規模買付者が本ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付者が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであると認められ、当社取締役会が、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として対抗措置をとる場合、及び大規模買付者が本ルールを遵守したものの株主総会において新株予約権の無償割当に関する議案が承認された場合、新株予約権の無償割当が行われることとなります。しかし、当該対抗措置の仕組み上、当社株主(非適格者(注8)を除きます)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(注1)特定株主グループとは、

当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます)

又は、

当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

特定株主グループが、注1の記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます）も計算上考慮されるものとします）

又は、

特定株主グループが、注1の記載の場合は、当該大量買付者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。

(注3) 株券等とは、

特定株主グループが、注1の記載の場合は、同法第27条の23第1項に規定する株券等を

又は、

特定株主グループが、注1の記載の場合は、同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 買付け等とは、同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。

(注5) 公開買付けとは、同法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。

(注6) 当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合とは、次のとおりです。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で当社関係者に株式を引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとして判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に委譲させる目的で当社株式の買付けを行っているとして判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株式の買付けを行っているとして判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係しない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っているとして判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買取（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要する恐れがあると判断される場合（但し、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。）

大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(注7) 外部委員会の構成、資格要件、決議方法、役割等は、次のとおりです。

外部委員会の構成、資格要件、決議方法

3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役（それらの補欠者を含む）及び社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）から、当社取締役会により選任されます。

外部委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、外部委員会の委員に事故あるときその他やむを得ない事情があるときは、外部委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

外部委員会の役割等

当社取締役会は、特定の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なう可能性があるとして判断した場合には、外部委員会に対して、大規模買付情報を提供するとともに、かかる大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであるか否かの検討及び判断を諮問します。外部委員会は、かかる判断及び検討にあたり、当社の費用において、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができます。外部委員会は、当社取締役会の諮問を受けて、かかる検討及び判断を行い、対抗措置の発動又は不発動を当社取締役会に勧告します。当社取締役会は、かかる勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かを決定します。当社取締役会は、外部委員会の勧告の概要及び判断の理由並びに当社取締役会が諮問を行った理由及び外部委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定の理由等について適時に株主に開示を行います。

当社取締役会から外部委員会への諮問は、当社取締役会が大規模買付情報を受領後10営業日以内に行われるものとします。但し、十分な大規模買付情報の提供がない場合は、この期間が延長されることがあります。また、外部委員会は、当社取締役会からの諮問を受けた後、10営業日以内に当社取締役会に対して対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うものとし、当社取締役会にかかる勧告を受領後5営業日以内に対抗措置を発動するか否かを決定するものとします。

(注8)非適格者とは、次の者をいいます。

- (1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v)これら(i)乃至(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(vi)これら(i)乃至(v)に該当する者の関連者。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者をいう。

「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって、当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。

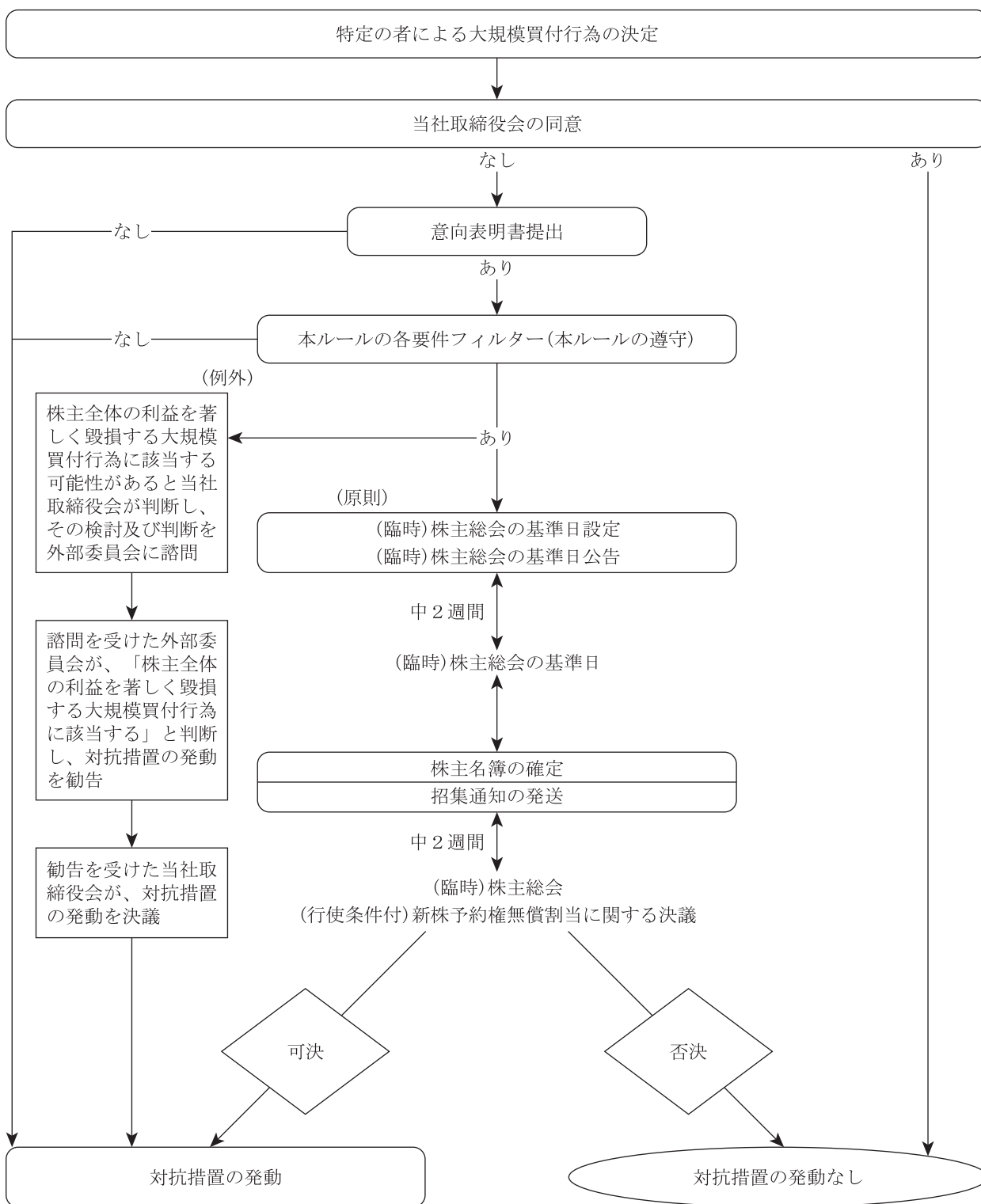
「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く者をいう。

ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に定義される。）をいう。

- (2) 上記(1)にかかわらず、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当決議において、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないとして別途定めた所定の者又は当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと認めるための条件を定めた場合は、当該条件を全て満たした者は、非適格者に該当しないものとします。

本ルールの概要は、以下のとおりです。

本ルールの概要



※ 大規模買付者が意向表明書を提出しない場合を含め、大規模買付者が本ルールを遵守しない場合には、当社取締役会の決議により対抗措置が発動されます。

※ 外部委員会とは「当社株主全体の利益を著しく毀損する大規模買付行為」に該当するかどうかを検討及び判断し、当社取締役会に対し、対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うものであります。当社取締役会は、外部委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置を発動するか否かを決定します。なお、当社取締役会が不発動の決定を行った場合には、本ルールに則って株主総会が開催され、株主に対抗措置の発動、又は不発動につきご判断いただくこととなります。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。
なお、当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は28億7千5百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	424,000,000
計	424,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	187,000,000	187,000,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 (各市場第一部)	—
計	187,000,000	187,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成 20年7月1日～ 平成 20年9月30日	—	187,000,000	—	16,529	—	13,562

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友化学株式会社	東京都中央区新川二丁目27-1	19,484	10.41
新日本石油株式会社	東京都港区西新橋一丁目3-12	10,645	5.69
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	7,649	4.09
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2-1	6,867	3.67
三洋化成工業株式会社	京都市東山区一橋野本町11-1	6,338	3.38
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	6,095	3.25
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8-11	5,357	2.86
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3-3	4,744	2.53
東洋インキ製造株式会社	東京都中央区京橋二丁目3-13	3,988	2.13
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5-12	3,945	2.10
計	—	75,114	40.16

(注) 上記のほか当社所有の自己株式が7,947千株(4.24%)があります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,947,000 (相互保有株式) 普通株式 32,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 178,042,000	178,042	—
単元未満株式	普通株式 979,000	—	—
発行済株式総数	187,000,000	—	—
総株主の議決権	—	178,042	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式4,000株(議決権4個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式400株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社日本触媒	大阪市中央区高麗橋 四丁目1番1号	7,947,000	—	7,947,000	4.24
(相互保有株式) 日本乳化剤株式会社	東京都中央区 日本橋小舟町4番1号	32,000	—	32,000	0.01
計	—	7,979,000	—	7,979,000	4.26

(注) 株主名簿上、当社名義であるが実質的に所有していない株式はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	767	852	866	773	744	697
最低(円)	658	737	741	685	666	611

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,773	21,586
受取手形及び売掛金	86,375	81,318
有価証券	-	200
商品及び製品	30,633	28,740
仕掛品	9,341	8,885
原材料及び貯蔵品	20,767	16,728
その他	9,994	11,312
貸倒引当金	321	308
流動資産合計	173,562	168,461
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	53,018	57,158
その他(純額)	69,499	68,434
減損損失累計額	1,428	1,628
有形固定資産合計	^{1, 2} 121,089	^{1, 2} 123,964
無形固定資産		
のれん	³ 2,083	³ 2,318
その他	2,444	1,489
無形固定資産合計	4,527	3,807
投資その他の資産		
投資有価証券	35,652	39,127
その他	16,834	17,847
貸倒引当金	377	423
投資その他の資産合計	52,109	56,551
固定資産合計	177,725	184,321
資産合計	351,287	352,783
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	59,029	57,284
短期借入金	34,159	27,571
1年内返済予定の長期借入金	9,141	6,998
未払法人税等	1,943	2,982
引当金	5,293	6,551
その他	9,501	10,730
流動負債合計	119,065	112,116
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	29,333	34,797
退職給付引当金	8,293	8,153
その他	2,444	2,083
固定負債合計	60,070	65,032
負債合計	179,135	177,149

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,529	16,529
資本剰余金	13,562	13,567
利益剰余金	141,559	148,955
自己株式	7,415	13,552
株主資本合計	164,235	165,499
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,809	2,644
繰延ヘッジ損益	38	22
為替換算調整勘定	1,087	3,368
評価・換算差額等合計	3,858	5,990
少数株主持分	4,059	4,145
純資産合計	172,152	175,634
負債純資産合計	351,287	352,783

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	172,088
売上原価	146,604
売上総利益	25,483
販売費及び一般管理費	
運送費及び保管費	7,752
人件費	※1 3,486
研究開発費	※2 5,473
その他	2,953
販売費及び一般管理費合計	19,664
営業利益	5,820
営業外収益	
受取利息	124
受取配当金	523
持分法による投資利益	619
受取技術料	437
その他	1,464
営業外収益合計	3,167
営業外費用	
支払利息	739
為替差損	433
その他	661
営業外費用合計	1,833
経常利益	7,154
特別損失	
投資有価証券評価損	1,974
損害賠償金	246
特別損失合計	2,221
税金等調整前四半期純利益	4,933
法人税、住民税及び事業税	2,006
法人税等調整額	774
法人税等合計	2,779
少数株主利益	100
四半期純利益	2,054

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	88,919
売上原価	76,921
売上総利益	11,998
販売費及び一般管理費	
運送費及び保管費	3,970
人件費	※1 1,713
研究開発費	※2 2,666
その他	1,489
販売費及び一般管理費合計	9,837
営業利益	2,161
営業外収益	
受取利息	59
受取配当金	11
持分法による投資利益	220
受取技術料	356
その他	577
営業外収益合計	1,224
営業外費用	
支払利息	389
為替差損	557
その他	399
営業外費用合計	1,345
経常利益	2,040
特別損失	
投資有価証券評価損	1,974
損害賠償金	246
特別損失合計	2,221
税金等調整前四半期純損失(△)	△181
法人税、住民税及び事業税	△118
法人税等調整額	1,171
法人税等合計	1,053
少数株主利益	30
四半期純損失(△)	△1,263

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	4,933
減価償却費	9,036
投資有価証券評価損益(△は益)	1,974
損害賠償損失	246
受取利息及び受取配当金	△648
支払利息	739
持分法による投資損益(△は益)	△619
売上債権の増減額(△は増加)	△5,476
たな卸資産の増減額(△は増加)	△6,673
仕入債務の増減額(△は減少)	2,003
その他	882
小計	6,398
利息及び配当金の受取額	1,558
利息の支払額	△739
損害賠償金の支払額	△246
法人税等の支払額	△3,006
その他の支出	△1,138
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,826
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△9,325
投資有価証券の売却による収入	598
その他	408
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,319
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	6,850
長期借入れによる収入	615
長期借入金の返済による支出	△3,709
配当金の支払額	△1,448
少数株主への配当金の支払額	△18
自己株式の取得による支出	△1,536
その他	△7
財務活動によるキャッシュ・フロー	747
現金及び現金同等物に係る換算差額	△56
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△4,802
現金及び現金同等物の期首残高	21,371
現金及び現金同等物の四半期末残高	16,569

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

会計処理基準に関する事項の変更

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法に基づく低価法により評価しておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間における営業利益は310百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ321百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響について、当該箇所に記載しております。

(2)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。なお、セグメント情報に与える影響は軽微であるため、記載を省略しております。

(3)リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。なお、セグメント情報に与える影響は軽微であるため、記載を省略しております。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
<p>有形固定資産の耐用年数の変更</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機に機械装置の耐用年数の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より改正後の法定耐用年数に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間における営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ217百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																								
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、269,132百万円であります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、265,606百万円であります。</p>																								
<p>※2 有形固定資産の取得価額から、国庫補助金等及び保険差益による圧縮記帳額1,151百万円が控除されております。</p>	<p>※2 有形固定資産の取得価額から、国庫補助金等及び保険差益による圧縮記帳額1,151百万円が控除されております。</p>																								
<p>※3 のれん及び負ののれんは、両者を相殺した差額を表示しております。</p> <p>なお、相殺前ののれん及び負ののれんの総額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">2,319百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">236百万円</td> </tr> <tr> <td><u>のれん(純額)</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,083百万円</u></td> </tr> </table>	のれん	2,319百万円	負ののれん	236百万円	<u>のれん(純額)</u>	<u>2,083百万円</u>	<p>※3 のれん及び負ののれんは、両者を相殺した差額を表示しております。</p> <p>なお、相殺前ののれん及び負ののれんの総額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">2,658百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">340百万円</td> </tr> <tr> <td><u>のれん(純額)</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,318百万円</u></td> </tr> </table>	のれん	2,658百万円	負ののれん	340百万円	<u>のれん(純額)</u>	<u>2,318百万円</u>												
のれん	2,319百万円																								
負ののれん	236百万円																								
<u>のれん(純額)</u>	<u>2,083百万円</u>																								
のれん	2,658百万円																								
負ののれん	340百万円																								
<u>のれん(純額)</u>	<u>2,318百万円</u>																								
<p>4 偶発債務 保証債務残高 下記のとおり銀行借入等に対し、連帯保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">被保証者名</th> <th style="width: 20%;">摘要</th> <th style="width: 40%;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカン・アクリルL.P.</td> <td>関係会社</td> <td style="text-align: right;">2,279</td> </tr> <tr> <td>大光陸運(株)</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;">32</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">2,310</td> </tr> </tbody> </table>	被保証者名	摘要	金額 (百万円)	アメリカン・アクリルL.P.	関係会社	2,279	大光陸運(株)	"	32	合計	—	2,310	<p>4 偶発債務 保証債務残高 下記のとおり銀行借入等に対し、連帯保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">被保証者名</th> <th style="width: 20%;">摘要</th> <th style="width: 40%;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカン・アクリルL.P.</td> <td>関係会社</td> <td style="text-align: right;">2,204</td> </tr> <tr> <td>大光陸運(株)</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;">43</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">2,247</td> </tr> </tbody> </table>	被保証者名	摘要	金額 (百万円)	アメリカン・アクリルL.P.	関係会社	2,204	大光陸運(株)	"	43	合計	—	2,247
被保証者名	摘要	金額 (百万円)																							
アメリカン・アクリルL.P.	関係会社	2,279																							
大光陸運(株)	"	32																							
合計	—	2,310																							
被保証者名	摘要	金額 (百万円)																							
アメリカン・アクリルL.P.	関係会社	2,204																							
大光陸運(株)	"	43																							
合計	—	2,247																							
<p>5 受取手形割引高 739百万円 受取手形裏書譲渡高 10百万円</p>	<p>5 受取手形割引高 1,130百万円 受取手形裏書譲渡高 11百万円</p>																								

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)			
※1	主な引当金繰入額は次のとおりであります。		
※2			
(1) 賞与引当金	人件費		644百万円
繰入額	研究開発費		609百万円
	計		1,253百万円
(2) 退職給付引当金	人件費		224百万円
繰入額	研究開発費		216百万円
(退職給付費用)	計		440百万円

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)			
※1	主な引当金繰入額は次のとおりであります。		
※2			
(1) 賞与引当金	人件費		326百万円
繰入額	研究開発費		309百万円
	計		635百万円
(2) 退職給付引当金	人件費		115百万円
繰入額	研究開発費		106百万円
(退職給付費用)	計		221百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日)	
現金及び預金勘定	16,773百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△205百万円
現金及び現金同等物	16,569百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	187,000

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	7,979

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,448	8.00	平成20年3月31日	平成20年6月20日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,522	8.50	平成20年9月30日	平成20年12月5日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
前期末残高(百万円)	16,529	13,567	148,955	△ 13,552	165,499
当第2四半期末までの変動額					
剰余金の配当	-	-	△ 1,448	-	△ 1,448
四半期純利益	-	-	2,054	-	2,054
自己株式の取得	-	-	-	△ 1,536	△ 1,536
自己株式の処分	-	△ 0	△ 1	4	3
自己株式の消却(注)	-	△ 5	△ 7,663	7,668	-
在外子会社の 過年度修正に伴う減少高	-	-	△ 338	-	△ 338
当第2四半期末までの変動額合計 (百万円)	-	△ 5	△ 7,397	6,136	△ 1,265
当第2四半期末残高(百万円)	16,529	13,562	141,559	△ 7,415	164,235

(注) 平成20年5月13日に普通株式7,881千株を消却いたしました。

(リース取引関係)

リース取引期末残高相当額の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載する事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載する事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているものについては記載対象から除いているため、記載する事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	基礎化学品 (百万円)	機能性化学品 (百万円)	環境・触媒 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	36,443	42,320	10,157	88,919	—	88,919
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,946	541	639	11,126	(11,126)	—
計	46,389	42,861	10,796	100,045	(11,126)	88,919
営業利益	1,250	654	211	2,116	45	2,161

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	基礎化学品 (百万円)	機能性化学品 (百万円)	環境・触媒 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	71,915	80,555	19,617	172,088	—	172,088
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	19,809	1,015	1,613	22,437	(22,437)	—
計	91,725	81,570	21,230	194,525	(22,437)	172,088
営業利益	3,536	1,668	1,066	6,271	(452)	5,820

(注) 1 事業区分は、事業の種類・性質の類似性等を勘案して決定しております。

2 各事業区分の主な製品

- (1) 基礎化学品事業 アクリル酸、アクリル酸エステル、酸化エチレン、エチレングリコール、エタノールアミン、高級アルコール、グリコールエーテル
- (2) 機能性化学品事業 高吸水性樹脂、医薬中間原料、コンクリート混和剤用ポリマー、電子情報材料、よう素、無水マレイン酸、粘接着剤・塗料用樹脂、樹脂成形品、粘着加工品
- (3) 環境・触媒事業 自動車触媒、脱硝触媒、ダイオキシン類分解触媒、プロセス触媒、排ガス処理装置

3 会計基準等の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法に基づく低価法により評価しておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間における営業利益は、基礎化学品事業で14百万円、機能性化学品事業で172百万円それぞれ減少し、環境・触媒事業で495百万円増加しております。

(2) 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機に機械装置の耐用年数の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より改正後の法定耐用年数に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間における営業利益は、基礎化学品事業で155百万円、機能性化学品事業で61百万円、環境・触媒事業で1百万円、それぞれ増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	63,541	11,538	9,034	4,807	88,919	—	88,919
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	8,820	25	400	188	9,433	(9,433)	—
計	72,361	11,563	9,434	4,995	98,353	(9,433)	88,919
営業利益又は営業損失(△)	2,246	△ 122	124	△ 716	1,531	630	2,161

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	125,730	22,114	15,536	8,707	172,088	—	172,088
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	18,473	36	880	204	19,593	(19,593)	—
計	144,203	22,151	16,415	8,911	191,681	(19,593)	172,088
営業利益又は営業損失(△)	6,139	△ 16	281	△ 1,014	5,390	429	5,820

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 欧州 ……………ベルギー

(2) アジア ……………シンガポール、インドネシア、中国

(3) その他の地域 北米……………米国

3 会計基準等の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法に基づく低価法により評価しておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間における営業利益は、日本で310百万円増加しております。

(2) 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機に機械装置の耐用年数の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より改正後の法定耐用年数に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間における営業利益は日本で217百万円増加しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	アジア	欧州	北米	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	14,397	12,825	6,595	5,140	38,958
II 連結売上高(百万円)					88,919
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	16.2	14.4	7.4	5.8	43.8

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	アジア	欧州	北米	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	28,332	24,782	11,895	9,345	74,354
II 連結売上高(百万円)					172,088
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	16.5	14.4	6.9	5.4	43.2

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア ……………東アジア及び東南アジア諸国

(2) 欧州 ……………ヨーロッパ諸国

(3) 北米 ……………北アメリカ諸国

(4) その他の地域 ……………アジア、欧州、北米及び本邦を除く国又は地域

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高の合計金額であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
938.96円	947.34円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	172,152	175,634
純資産の部の合計額から控除する 金額(百万円)	4,059	4,145
(うち少数株主持分)	(4,059)	(4,145)
普通株式に係る純資産額(百万円)	168,092	171,489
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(千株)	179,020	181,021

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 11.41円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 7.04円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失を計上しており、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	2,054	△ 1,263
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	2,054	△ 1,263
普通株式の期中平均株式数(千株)	180,054	179,481

2【その他】

平成20年11月6日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	1,522百万円
1株当たり中間配当額	8.50円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月10日

株式会社日本触媒
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕 幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 敏 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本触媒の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本触媒及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月10日

【会社名】 株式会社日本触媒

【英訳名】 NIPPON SHOKUBAI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 近 藤 忠 夫

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 大阪府中央区高麗橋四丁目1番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長近藤忠夫は、当社の第97期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。